

# 兵庫県警察広報広聴活動規程

平成11年3月18日  
兵庫県警察本部訓令第6号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察における広報活動及び広聴活動（以下「広報広聴活動」という。）を適正かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報活動 警察活動の実態を広く、正しく県民に伝え、警察に対する関心と理解を深めて、積極的な支持と協力を得る活動をいう。
- (2) 報道連絡 広報活動のうち、報道機関の取材に対する活動及び報道機関に対し、記者発表又は資料提供を行う活動をいう。
- (3) 広聴活動 警察に対する県民の声を聞き、これを的確に掌握して、警察運営に反映させ、県民の理解と協力を得る活動をいう。

### (広報広聴活動の内容)

第3条 広報広聴活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報広聴活動に必要な企画及び研究に関すること。
- (2) 広報広聴活動に関する資料の収集、管理又は提供に関すること。
- (3) 広報広聴活動の効果測定に関すること。
- (4) 広報広聴活動に必要な関係機関・団体との連絡に関すること。
- (5) 警察関係法令等の周知徹底に関すること。
- (6) 警察の行う施策の目的、内容、結果、活動状況等の広報に関すること。
- (7) 警察庁舎の見学（以下「庁舎見学」という。）に関すること。
- (8) 兵庫県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の運用に関すること。
- (9) 報道連絡に関すること。
- (10) 広聴会、世論調査、アンケート調査等県民の意識調査に関すること。
- (11) 警察相談（警察による指導、助言、相手方への警告等何らかの権限行使その他の措置に関する相談、要望及び意見をいう。以下同じ。）及び苦情の処理及び警察運営への反映に関すること。
- (12) その他の広報広聴活動に関すること。

### (職員の心構え)

第4条 警察職員は、一人一人が広報広聴活動の重要性を自覚し、常に県民に好ましい印象を与えるとともに、あらゆる機会を活用して、広報広聴活動の推進に努めなければならない。

### (県民広報課長の責務)

第5条 総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）は、総務部長の指揮を受け、兵庫県警察における広報広聴活動の総合的な企画及び推進並びに連絡及び調整を行わなければならない。

2 県民広報課長は、報道機関及び報道の実態並びに報道の効果を十分把握し、適切な報道連絡に努めなければならない。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、関係する所属の長（県民広報課長を含む。以下「関係所属長」という。）と緊密に連携及び協力し、広報広聴活動を積極的かつ効果的に推進しなければならない。

(広報広聴担当者)

第7条 各所属に、広報広聴活動を効果的に推進するため、広報広聴担当者を置く。

2 広報広聴担当者は、警察本部（以下「本部」という。）の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属を含む。以下同じ。）にあつては次席又は副隊長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

3 広報広聴担当者は、所属長の指揮を受け、当該所属における広報広聴活動を総括する。

(広報広聴担当補助者)

第8条 各所属に、広報広聴活動を的確に実施するため、広報広聴担当補助者を置く。

2 広報広聴担当補助者は、所属長が指名する警部補以上の階級にある警察官をもって充てる。

3 広報広聴担当補助者は、広報広聴担当者を補助するとともに、報道機関の集中取材が予想される場合においては、広報広聴担当者の指揮を受け、取材活動の整理及び報道機関との連絡に当たる。

(執務時間外における広報広聴活動)

第9条 執務時間外における広報広聴活動は、宿直責任者（兵庫県警察本部宿直勤務規程（昭和49年兵庫県警察本部訓令第19号）第7条に規定する一般宿直責任者及び業務別宿直責任者を除く。以下同じ。）が総括するものとする。

(企画調整会議)

第10条 総務部長は、広報広聴活動の企画、調整又は研究のため、必要があると認めるときは、関係所属長又は当該所属の広報広聴担当者及び必要な者の出席を求めて、会議を開くことができる。

(広報広聴連絡会議)

第11条 県民広報課長は、兵庫県警察における広報広聴活動の円滑かつ効果的な推進を図るため、月1回以上、各部庶務担当課の広報広聴担当者及び必要な者の出席を求めて、広報広聴連絡会議を開催するものとする。

2 広報広聴連絡会議においては、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 年間及び月間広報重点
- (2) 各所属の広報広聴活動計画
- (3) 広報活動の内容及びその媒体
- (4) 広聴活動の内容及びその方法
- (5) 関係機関・団体に対する便宜供与
- (6) 広報広聴活動の実施結果
- (7) その他広報広聴活動に関して必要な事項

3 所属長は、所属における広報広聴活動を適正かつ効果的に推進するため、前2項の規定に準じて広報広聴連絡会議を開催するものとする。

(広報重点の策定)

第12条 県民広報課長は、毎年12月末日までに、兵庫県警察における翌年の月ごとの広報重点（以下「年間広報重点」という。）を策定するものとする。

2 県民広報課長は、年間広報重点に基づき、毎月末日までに、本部における翌々月の広報重点を策定するものとする。

3 警察署長は、年間広報重点及び管内の治安状況を勘案して、毎月5日までに、当該警察署における翌月の広報重点を策定するものとする。

(月間広報広聴活動計画の策定)

第13条 所属長は、広報広聴活動を計画的かつ効果的に推進するため、毎月10日までに、翌月の当該所属における広報重点、運営重点その他警察活動に関する広報広聴活動計画（以下「月間広報広聴活動計画」という。）を策定し、本部長に報告（総務部県民広報課（以下「県民広報課」という。）経由）するものとする。

2 県民広報課長は、所属長から報告のあった月間広報広聴活動計画を取りまとめ、毎月末日までに、兵庫県警察における月間広報広聴活動計画を策定し、各所属長に通知するものとする。

(月間広報広聴活動計画策定上の留意事項)

第14条 月間広報広聴活動計画を策定するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 部内の連絡及び調整を十分に行い、広報重点及び警察活動の実態並びに社会情勢を勘案し、最も重要で、かつ、効果が期待できるものを選定すること。
- (2) 対象の性別、年齢、職業、共通的関心事等を把握するとともに、反響、効果等を十分考慮すること。
- (3) あらかじめ十分な検討を加え、最も受け入れやすく、かつ、効果的な時期を選ぶこと。
- (4) 広報媒体の特性を理解し、多角的に、かつ、反復して活用すること。
- (5) 広聴会、世論調査、アンケート調査等（以下「広聴会等」という。）は、警察に対する県民の声が的確に把握できるような対象、時期及び方法を選ぶこと。

## 第2章 広報活動

(広報活動の実施)

第15条 所属長は、広報活動（報道連絡に係るものを除く。以下本章において同じ。）の重要性を認識し、月間広報広聴活動計画に基づき、適時的確かつ積極的な広報活動に努めるものとする。

(広報活動の実施要領)

第16条 広報活動は、次の各号に掲げる要領により、計画的かつ効果的に実施しなければならない。

- (1) 各種広報媒体を積極的かつ効果的に活用するとともに、簡潔でわかりやすく、かつ、正確な資料を適宜適切に提供すること。
- (2) ポスター、パンフレット等の出版物は、写真、図表等を多く取り入れ、見出し、割り付け、文章の表現等を工夫するとともに、学識経験者等の意見を聴取する等見やすく、読みやすいものを制作し、計画的かつ効果的な掲示、配布を行い、広報効果の高揚に努めること。

- (3) 掲示板、立て看板、懸垂幕等は、キャッチフレーズ、さし絵、写真等の表現に創意工夫を凝らして制作し、警察の施設又は関係機関・団体の掲示板等を利用して広報効果の高揚に努めるとともに、期間の終了したものは、速やかに撤去し、美観を損なわないようにすること。この場合において、関係機関・団体の掲示板等を利用するときは、あらかじめ当該施設の管理者の了解を得ること。
- (4) 関係機関・団体の出版物を利用する場合は、当該編集部局と密接な連絡を保ち、締切期日、紙面のスペース等を考慮し、地域住民の生活に密着した正確かつ効果的な資料の提供に努めること。この場合において、兵庫県が発行する広報紙等に寄稿するときは、あらかじめ関係資料を添えて県民広報課長に送付すること。
- (5) 広報車、ヘリコプター等を利用して広報活動を行うときは、時間帯、場所、音量等に注意し、他に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (6) 有線放送施設及び興行場、駅、商店街等の放送施設を利用するときは、当該施設の関係者と連絡を密にして効果的な広報活動を行うこと。
- (7) 講演会、懇談会等を開催するときは、目的、対象、時期、場所、演出の効果等を総合的に検討するとともに、必要に応じて、音楽隊の派遣、広報資料の活用等に着意し、広報効果の高揚に努めること。
- (8) その他ケーブルテレビ、インターネット等を活用して、効果的な広報活動に努めること。

(庁舎見学)

第17条 所属長は、庁舎見学の申込みを受理し、又は認知した場合は、次の各号に掲げる事項について調査し、支障がないと認めるときは、これに応ずるものとする。この場合において、関係所属長は、庁舎の案内について協力しなければならない。

- (1) 申込者の住所、職業及び氏名（団体の場合は、その名称及び所在地並びに責任者の住所、職業及び氏名）
- (2) 見学の目的、日時及び場所
- (3) 見学者の数
- (4) 見学上の希望事項

(音楽隊の積極的な活用)

第18条 所属長は、音楽隊の広報効果等を十分認識するとともに、管内の催物等を早期に把握し、広報効果が高いと認められるものについては、主催者の要請を待つことなく、主催者と協議し、音楽隊の積極的な活用に努めるものとする。

(演奏活動)

第19条 本部長は、音楽を通じて、広報活動に効果があると認められる行事等において、音楽隊の演奏活動を積極的に行う。ただし、次の各号に掲げる行事については、原則として演奏活動を行わない。

- (1) 政治・政党団体又はその関係者が主催する行事
- (2) 宗教団体又はその関係者が主催する行事
- (3) 一企業又は一個人が主催する行事
- (4) 商業宣伝色のある行事
- (5) 営利を目的とする行事

- (6) 飲食等を主目的とする行事
- (7) その他演奏活動を行うことで警察業務の推進に支障があると認められる行事  
(派遣演奏の要請)

第20条 所属長は、音楽隊の派遣演奏の必要があると認めるときは、総務部長が定める様式の兵庫県警察音楽隊派遣要請書により、本部長に要請（県民広報課経由）をするものとする。

- 2 関係機関・団体等から音楽隊の派遣演奏の要請（以下「派遣要請」という。）があったときは、原則として、派遣先を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）が、これを受理するものとする。この場合において、管轄警察署長以外の所属長が、関係機関・団体等からの派遣要請を認知したときは、管轄警察署長に通報するなど便宜を図るものとする。  
(派遣演奏計画)

第21条 県民広報課長は、毎月末日までに、翌月の音楽隊の派遣演奏計画を策定し、関係所属長に通報するものとする。

(広報活動実施上の留意事項)

第22条 広報活動を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 広い視野と鋭敏な感覚により、世論の動向を把握するとともに、県民の関心をとらえて効果的に実施すること。
- (2) 突発事案等の発生時においても、適宜適切な広報活動が実施できるよう平素から広報態勢を整備するとともに、必要な訓練を行うこと。
- (3) 関係機関・団体と連絡を密にし、その理解と協力を得て、広報活動の円滑な推進に努めること。
- (4) テレビ、ラジオ等の活用等大規模な広報活動については、あらかじめ県民広報課長と協議し、広報の時期、内容等を十分検討して実施すること。

### 第3章 報道連絡

(積極的な報道連絡)

第23条 所属長は、報道機関が有する公共的性格及び広報効果を十分認識し、取材活動に対しては、誠実に対応するとともに、事件事故の発生・検挙、月間広報広聴活動計画及び当面の運営方針に基づく活動状況等に関する報道連絡を、適正かつ積極的に行うものとする。

(事前協議)

第24条 所属長は、報道連絡（所属長において軽易な取材活動と判断したものを除く。）を実施するときは、あらかじめ県民広報課長と協議しなければならない。ただし、社会的反響が大きいと認めた事案に係る報道連絡については、あらかじめ本部長に報告（県民広報課経由）し、その指揮を受けるものとする。

- 2 所属長は、前項の場合において、他の所属に関係するときは、あらかじめ当該関係所属長と協議しなければならない。

(記者発表)

第25条 所属長は、報道連絡を実施する場合において、資料提供だけでは正確な内容が報道機関に伝わらないおそれがあるときは、記者発表を行うものとする。

- 2 所属長は、記者発表を行うときは、県民広報課長との連携を強化するとともに、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 記者発表の日時、場所、内容、実施要領等について十分検討すること。

(2) 記者発表の内容が、他の所属に関係があるときは、当該所属との共同発表について検討すること。

(3) 席上において適時資料を配布する等記者発表を正確、公平かつ円滑に進行するよう配慮すること。

3 本部長が記者発表を行うときは、当該事案を主管する本部の所属の長（以下「主管所属長」という。）が、県民広報課長と協議の上、記者発表に必要な資料を作成し、本部長に報告しなければならない。この場合において、県民広報課長は、当該記者発表に列席して円滑な進行を図るものとする。

（資料提供）

第 26 条 所属長は、報道連絡を実施する場合において、記者発表を行わないときは、県民広報課長を経由して資料提供を行うものとする。

2 資料提供の方法は、広報文を作成して、直接配布し、又はファクシミリ若しくは電子メールにより送信するものとする。

（広報広聴担当者等の現場派遣）

第 27 条 所属長は、事件事故等の発生現場、逮捕・捜索の現場、護送の現場その他の報道機関の集中取材が予想される場所については、原則として、広報広聴担当者又は広報広聴担当補助者を派遣するものとする。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、県民広報課長に県民広報課員の派遣を要請することができる。

2 県民広報課長は、事件事故の発生等に際し、報道機関の現場取材等で混乱が予想される場合において、報道機関との連絡、調整その他必要があると認めるとき、又は前項の規定により、所属長から県民広報課員の派遣要請を受けたときは、関係所属又は現場に県民広報課員を派遣するものとする。

（テレビ番組制作等に対する対応）

第 28 条 県民広報課長は、テレビ、ラジオ等の放送、制作等に関し、協力依頼の申込みを受けたときは、必要な調査を行い、広報効果があると認めるときは、資料提供、撮影、録音、寄稿、対談者のあっせんその他の便宜を図るものとする。

2 所属長は、前項の申込みを受けたときは、速やかに県民広報課長に通報し、その措置について協議しなければならない。ただし、現場における撮影等急を要し、そのいとまがないと認めるときは、前項の規定に準じた措置を講じた上、事後速やかに県民広報課長に通報するものとする。

（新聞等に報道された事案の処理要領）

第 29 条 報道連絡を行っていない事件事故その他の取扱事案のうち、新聞、テレビ等で報道され、又はそのおそれがあるものについては、次の各号に掲げる要領により、速やかに処理するものとする。

(1) 県民広報課長が認知したときは主管所属長及び当該事案を取り扱った警察署長（以下「関係警察署長」という。）、主管所属長又は関係警察署長が認知したときは県民広報課長に、それぞれ速やかに通報すること。

(2) 主管所属長又は関係警察署長は、掌握している事実と報道された内容の比較及び事後の対応について検討した後、県民広報課長と協議の上、主管所属長が速やかに本部長に報告すること。

- (3) 主管所属長又は関係警察署長は、報道した報道機関以外の報道機関からの取材についても的確に対応すること。
- (4) 主管所属長又は関係警察署長は、報道内容が事実誤認であり、又は警察活動に支障を及ぼすおそれがあるときは、その理由を明らかにして、報道機関に対する訂正の申入れその他適切な措置を講ずること。

(報道連絡実施上の留意事項)

第30条 報道連絡を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 関係者の人権、プライバシー、名誉等を侵害しないこと。
- (2) 捜査活動及び公判に対する影響を考慮すること。
- (3) 事件事故の発生時における報道連絡は、資料提供、電話連絡等により機を失せず第一報し、その後の判明事項について、逐次追加の連絡を行うこと。
- (4) 事案の概要は、正確かつ簡潔に表現し、憶測や意見を付け加えないこと。
- (5) 報道機関の締切時間を考慮するとともに、連絡漏れがないよう公平に行うこと。

(報道連絡簿)

第31条 警察署長は、報道連絡を実施したときは、総務部長が定める様式の報道連絡簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 所属長は、広報文、記者発表に用いた資料等については、報道連絡実施上必要があると認める期間、適正に保管しておかなければならない。

#### 第4章 広聴活動

(広聴活動の実施)

第32条 所属長は、広聴活動の重要性を十分認識して、適時的確な広聴活動に努めるものとする。

- 2 所属長は、所属間の連携を密にして警察相談を適切に処理し、警察運営に反映できる態勢を確立するとともに、改善の必要があると認められるときは、速やかに是正するものとする。

(苦情の取扱い)

第33条 警察職員の職務執行に対する苦情の受理、処理その他の取扱いについては、別に定める。

(相談電話等の設置)

第34条 県民広報課に、広聴活動を迅速的確に処理するため、警察相談専用電話を置く。

- 2 総務部長が定める所属に、広聴活動のうち、専門的な警察相談を処理するため、専門相談電話を置く。
- 3 専門相談電話に関し必要な事項については、総務部長が別に定める。

(広聴会等の実施要領)

第35条 広聴会等については、月間広報広聴活動計画に基づき、次の各号に掲げる要領により、計画的かつ効果的に実施しなければならない。

- (1) 広聴会、懇談会等には、できるだけ上級の幹部が出席するものとし、警察の施策等を具体的に説明するとともに、警察相談を聴取し、席上で即答できない問題については、後日回答するなど適切に処理すること。

- (2) 広聴会、懇談会等を主催するときは、その目的に応じた出席者及び会場の選定、席の配置等に配慮するとともに、出席者に発言の機会を多く与えて、気軽に発言できるよう良好な関係の醸成に努めること。
  - (3) 世論調査又はアンケート調査を実施するときは、その目的に応じた調査対象の選定、調査内容等を十分検討し、周到な計画を立て、関係所属長と協議の上、真に住民の意識が把握できる方法により、正確な結果が得られるようにすること。
  - (4) 警察運営及び警察活動に対するモニターを運用するときは、モニターの選定、活動内容、報告要領等について、十分検討するとともに、効果的な活用に努めること。
  - (5) インターネット、警察署及び交番・駐在所のファクシミリ、意見箱等を積極的かつ効果的に活用すること。
- 2 所属長は、広聴会等を実施したときは、速やかに分析、検討を行い、警察活動に反映させるとともに、結果を県民広報課長に通報すること。

(警察相談の受理要領)

第 36 条 持ち込まれた警察相談は、管轄又は所掌を問わず、受理すること。

- 2 前項の規定により警察相談を受理したときは、所要の措置を講じた上、総務部長が定める様式の広聴処理票（以下「処理票」という。）により、その経過を明らかにしておくこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、処理票の作成を省略することができる。
- (1) 特定の事案若しくは捜査に対するもの又は軽易な内容のものであって、個別の措置又は回答を要しないもの
  - (2) 広聴会、各種会合等の現場において処理及び回答ができ、以降の措置又は回答を要しないもの
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、処理票の作成を省略することができるものとして、総務部長が別に定めるもの
- 3 受理した警察相談が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所属長に報告しなければならない。この場合において、急を要し、そのいとまがないと認めるときは、所要の措置を講じた上、事後速やかに所属長に報告するものとする。
- (1) 緊急に措置を要するもの
  - (2) 社会的反響が大きいと予想されるもの
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事案の内容、性質等から、直ちに報告する必要があると認められるもの

(警察相談の処理及び申出人に対する処理結果の回答の要領)

第 36 条の 2 警察相談の処理及び申出人に対する処理結果の回答については、所属長の指揮の下で行う。

- 2 所属長は、受理した警察相談のうち、他の所属において処理することが適当であると認めるものについては、所要の措置を講じた上、当該他の所属の長に処理票を送付し、その処理を依頼するとともに、必要により当該警察相談の内容を所掌する関係所属の長と連携し、その後の処理経過について情報を共有するものとする。
- 3 警察相談の申出人に対する処理結果の回答は、口頭その他適当と認められる方法により行うものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する警察相談については、申出人に対する処理結果の回答を省略することができる。この場合において、第2号に該当するものについては、申出人の理解を求めるなど必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 申出人から、処理結果の回答を要しない旨の申出があったもの
- (2) 処理結果を回答することにより、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - ア 捜査活動及び公判対応に支障を来すおそれのあるもの
  - イ 商取引等に利用されるおそれのあるもの
  - ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、警察業務に支障を来すおそれがあると所属長が認めるもの

(新聞等に公表された警察相談の処理要領)

第37条 警察相談が、新聞、テレビ等で公表され、又はそのおそれがある場合において、速やかに所要の措置を講ずる必要があるときは、次の各号に掲げる要領により、処理するものとする。

- (1) 県民広報課長が認知したときは主管所属長及び関係警察署長、主管所属長又は関係警察署長が認知したときは県民広報課長に、それぞれ速やかに通報すること。
- (2) 主管所属長又は関係警察署長は、県民広報課長と協議の上、直ちに当該事案に関する必要な調査及び事実確認を行い、事後の対応について検討した後、主管所属長が本部長に報告すること。
- (3) 主管所属長又は関係警察署長は、新聞、テレビ等にその回答を公表する必要があると認めるときは、当該事案を主管する部長と協議の上、回答文を作成して、主管所属長が本部長に報告すること。
- (4) 県民広報課長は、速やかに当該新聞、テレビ等に対して、前号に規定する回答文の公表を要請すること。ただし、本部長が、主管所属長又は関係警察署長が直接回答することが適切であると認めるときは、当該所属長が回答するものとする。

(警察相談の報告)

第38条 所属長は、受理した警察相談が次の各号のいずれかに該当するときは、主管所属長を経由して、速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 法務省その他の官公庁に対する申出が予想されるもの
- (2) 訟務事案に発展するおそれのあるもの
- (3) 抗議活動が予想されるもの
- (4) 善行等で、特に顕著な功労のあったもの
- (5) その他認知した所属長が報告の必要があると認めたもの

(広聴活動実施上の留意事項)

第39条 広聴活動を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 管轄及び警察相談の内容のいかんを問わず、常に関係者の立場に立って、誠意ある応接に努めること。
- (2) 事案の真相を十分究明するとともに、警察活動の実態を明らかにして、申出人の理解が得られるよう措置すること。
- (3) 秘密を守り、関係者の名誉及び信用を傷つけるような言動をしないこと。
- (4) 先入観にとらわれることなく、当事者双方の主張を十分に聴き、公平に措置すること。

- (5) ひそかに事案を取り扱ったり、又は強制にわたらないこと。
- (6) 親族その他縁故関係の事案で、公平を疑われるおそれのあるときは、上司に報告し、その指揮を受けること。
- (7) 警察相談が警察以外の機関等に属するときは、当該機関等に連絡して対応を委ねるなど申出人が納得するような利便を図ること。

## 第5章 教養等

### (指導教養の徹底)

第40条 県民広報課長は、広報広聴活動を適正かつ効果的に推進するため、各所属の広報広聴担当者、宿直責任者等に対し、指導教養を徹底しなければならない。

- 2 所属長は、広報広聴活動を適正かつ効果的に推進するため、各種資料の活用又は具体的事例を引用するなど、創意工夫を凝らし、所属職員に対し、指導教養を徹底しなければならない。

### (資料の整備)

第41条 所属長は、あらゆる警察活動において、広報広聴活動に活用できる資料を積極的に作成及び収集するとともに、これを常に整備しておかなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により、資料を作成し、又は入手したときは、1部を県民広報課長に送付するものとする。

## 第6章 報告

### (報告)

第42条 所属長は、毎月10日までに、前月の広報広聴活動の実施結果を集計し、本部長に報告（県民広報課経由）しなければならない。

第43条 所属長は、第13条の規定による月間広報広聴活動計画の報告は、前条の規定による報告と併せて、総務部長が定める様式の月間広報広聴活動計画及び広報広聴活動実施結果報告書により、行うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。  
(兵庫県警察音楽隊運用規程の廃止)
- 2 兵庫県警察音楽隊運用規程（昭和43年兵庫県警察本部訓令第23号）は、廃止する。

### 附 則（平成12年12月22日本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年12月22日から施行する。

### 附 則（平成13年5月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

### 附 則（平成16年4月1日本部訓令第10号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 19 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 13 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 19 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 4 日本部訓令第 7 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の兵庫県警察広報広聴活動規程に基づき作成された広聴受理簿の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 29 号)

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 22 日本部訓令第 30 号)

この訓令は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 15 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和 5 年 11 月 10 日本部訓令第 27 号)

この訓令は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。